初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十二月二十一日

奈良県人事委員会委員長 松 村 二 郎

## 奈良県人事委員会規則第五号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則 (昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十七号)の

部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

## 別表第一(第6条関係)

職員の区分		1項	- Trib			
期間の区分	1種	2種	3種	4種	2項職員	3項職員
1年未満	円 414, 800	円 368, 800	円 308, 600	円 251, 200	円 50, 800	円 30,000
1年以上2年未満	414, 800	368, 800	308, 600	251, 200	50, 800	27, 000
2年以上3年未満	414, 800	368, 800	308, 600	251, 200	50, 800	24, 000
3年以上4年未満	414, 800	368, 800	308, 600	251, 200	50, 800	21,000
4年以上5年未満	414, 800	368, 800	308, 600	251, 200	50, 800	18, 000
5年以上6年未満	414, 800	368, 800	308, 600	251, 200	50, 800	15, 000
6年以上7年未満	414, 800	368, 800	308, 600	251, 200	49, 000	12,000
7年以上8年未満	414, 800	368, 800	308, 600	251, 200	47, 200	9, 000
8年以上9年未満	414, 800	368, 800	308, 600	251, 200	45, 400	6, 000
9年以上10年未満	414, 800	368, 800	308, 600	251, 200	43, 600	3, 000
10年以上11年未満	414, 800	368, 800	308, 600	251, 200	41, 800	
11年以上12年未満	414, 800	368, 800	308, 600	251, 200	40,000	
12年以上13年未満	414, 800	368, 800	308, 600	251, 200	38, 200	
13年以上14年未満	414, 800	368, 800	308, 600	251, 200	36, 400	
14年以上15年未満	414, 800	368, 800	308, 600	251, 200	35, 000	
15年以上16年未満	414, 800	368, 800	308, 600	251, 200	33, 600	
16年以上17年未満	410, 400	364, 800	305, 300	248, 600	32, 200	
17年以上18年未満	406, 000	360, 800	302, 000	246, 000	30, 800	
18年以上19年未満	401, 600	356, 800	298, 700	243, 400	29, 400	
19年以上20年未満	397, 200	352, 800	295, 400	240, 800	28, 000	
20年以上21年未満	392, 800	348, 800	292, 100	238, 200	26, 600	
21年以上22年未満	373, 400	331, 900	278, 300	226, 200	26, 000	
22年以上23年未満	353, 600	314, 700	264, 300	214, 300	25, 400	
23年以上24年未満	334, 300	298, 000	250, 800	202, 300	24, 400	
24年以上25年未満	314, 900	281, 100	236, 900	190, 500	23, 800	
25年以上26年未満	295, 400	264, 200	223, 200	178, 700	23, 200	

26年以上27年未満	272, 700	243, 400	205, 600	164, 300	22,600	
27年以上28年未満	250, 500	223, 000	188, 500	150, 000	22, 000	
28年以上29年未満	228, 100	202, 600	171, 200	135, 700	21, 200	
29年以上30年未満	205, 300	181, 800	153, 600	121, 400	20, 900	
30年以上31年未満	180, 500	159, 900	135, 600	106, 400	20, 500	
31年以上32年未満	155, 600	138, 000	117, 300	91, 600	19, 900	
32年以上33年未満	131,000	116, 300	99, 400	76, 400	19,000	
33年以上34年未満	92, 900	84, 400	73, 400	57, 300	18, 100	
34年以上35年未満	57, 600	54, 600	49, 100	38, 900	17, 400	

## 備考

- 7 この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以降の期間を示す。
  2 この表において、「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。
  3 この表において、「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員をいう。

この規則は、 **附 則** 平成三十年十二月二十五日から施行し、この規則による改正後の初任給

調整手当に関する規則の規定は、同年四月一日から適用する。